

財務省告示第三百八十九号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平  
 成十四年十月二十一日に発行する利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十四年十月十六日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	発行方法	発行金額	払込金額	種類	発行日	募集の価格	利率	経過利息の払込み
利付国庫債券（二年）（第二百一回）	平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十四年法律第 二十号）第二条第一項	郵政事業庁長官による国債の募 集の取扱い及び取得による発行 額	七百五十億円	七百五十億九千万円	五万円、十万円、百万円、千万 円、一億円及び十億円の六種	平成十四年十月二十一日	額面金額百円につき百円十二銭 〇・一パーセント	年	（一）郵政事業庁長官は、払込金 額に加え、次の算式により算 出した金額を第十七号に規定 する期日に払い込むものとす る。

$$\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{365}$$

（二）次に掲げる国債について  
 は、前記（一）の算式により算出  
 した金額から当該金額に百分  
 の二十を乗じた金額（ただし、  
 次に掲げる国債を発行時にお

いて取得する者が非居住者又は  
 外国法人である場合には、又  
 前記(一)の算式により算出した  
 金額に当該非居住者又は外国  
 法人が適用を受けた所得税の  
 税率を乗じた金額を控除す  
 ることができる。  
 イ 発行時において、登録(一  
 一 括登録(国債の一括登録  
 一 に関する省令(昭和二十五  
 年大蔵省令第4号)第二十五  
 条第二号に規定する一括登録  
 をいう。以下同じ。)を除く  
 。以下同じ。)がされてい  
 る国債の利子に係る所得税  
 が源泉徴収される者の記名  
 により登録されるもの。  
 ロ 発行時において、その利  
 子に係る所得税が源泉徴収  
 される一括登録に係る口座  
 に混蔵寄託されるもの。  
 ハ 発行時において、登録又  
 は一括登録されないもの  
 (発行時において、所得税  
 法第十条、第十一条若しくは  
 法第七十六条第一項又は  
 租税特別措置法第四条、第  
 四条の二、第四条の三若し  
 くは第九条の三第二項に規  
 定する利子の非課税に係る  
 要件を満たすものを除く。  
 )  
 平成十五年四月二十日を支払期  
 とし、次の算式により算出した  
 金額を支払う。ただし、支払期  
 が銀行休業日に当たるときは、

その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二	第二期以後の利子	毎年四月二十日及び十月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十三	償還金限度	平成十六年十月二十日
十四	償還金額	額面金額百円につき百円
十五	元利金支払場所	日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局
十六	募集期間	平成十四年十月四日から平成十四年十月十五日まで
十七	払込期日	平成十四年十月二十一日